（記載上の注意）

１　「保全活動負担金」欄には、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第１項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第60条第８項に規定する保全活動（以下「漁業法に基づく保全活動」という。）に係る同法第111条第２項第８号に規定する受益者から徴収した費用を記載すること。

２　「漁場管理等受入金」欄には、漁業法に基づく保全活動以外の漁場の管理（繁殖保護及び資源管理を含む。）に係る会員以外の者から徴収した費用及び企業等からの協力金のうち繁殖保護及び資源管理を目的とするものを記載すること。

３　「保全活動費」欄には、漁業法に基づく保全活動に支出した費用を記載すること。

第６～第８　（略）

［附表］　（略）

［附表］　（略）

（注）　（略）

別紙様式第９号(2)（第205条第５項第３項）

連結業務報告書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会名

所在地

目　　次

第１・第２　（略）

（記載上の注意）　（略）

第１　（事業概況書）

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

１　（略）

２　子会社等の状況

（中略）

（記載上の注意）

１　子会社は法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の８第２項に規定する子会社を、子法人等は第206条第１号に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、関連法人等は第206条第２号に規定する関連法人等をいう。

２　（略）

第２　（略）

（新設）

第６～第８　（略）

［附表］　（略）

［附表］　（略）

（注）　（略）

別紙様式第８号(2)（第205条第５項第３項）

連結業務報告書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会名

所在地

目　　次

第１・第２　（略）

（記載上の注意）　（略）

第１　（事業概況書）

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

１　（略）

２　子会社等の状況

（中略）

（記載上の注意）

１　子会社は法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の６第２項に規定する子会社を、子法人等は第206条第１号に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、関連法人等は第206条第２号に規定する関連法人等をいう。

２　（略）

第２　（略）